高知県希少野生動植物保護条例施行規則をここに公布する。

○高知県希少野生動植物保護条例施行規則

(平成 18 年 10 月 3 日規則第 117 号)

改正 平成 19 年 9 月 28 日規則第 106 号 平成 19 年 12 月 25 日規則第 143 号 平成 20 年 7 月 29 日規則第 70 号 平成 23 年 9 月 20 日規則第 54 号 平成 27 年 7 月 31 日規則第 54 号 平成 28 年 11 月 1 日規則第 71 号 平成 29 年 3 月 28 日規則第 25 号 平成 29 年 6 月 23 日規則第 54 号

高知県希少野生動植物保護条例施行規則

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 個体の取扱いに関する規制(第6条-第10条)
- 第3章 生息地等の保護に関する規制(第11条-第26条)
- 第4章 保護管理事業(第27条-第29条)
- 第5章 推進体制(第30条-第32条)
- 第6章 雑則(第33条-第39条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県希少野生動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。 (県指定希少野生動植物の指定案の公告等)
- 第3条 条例第7条第2項の規定による県指定希少野生動植物の指定案の公告は、次に掲げる事項を高知県公報(以下「県公報」という。)に登載してするものとする。
 - (1) 県指定希少野生動植物の種名
 - (2) 県指定希少野生動植物として指定をする理由
 - (3) 県指定希少野生動植物の保護に関する指針の案
 - (4) 県指定希少野生動植物の指定案の縦覧場所及び縦覧期間
- 2 前項(第3号を除く。)の規定は、条例第7条第8項において準用する同条第2項の規 定による県指定希少野生動植物の指定の解除の公告について準用する。この場合にお いて、前項第1号中「県指定希少野生動植物」とあるのは「指定の解除をしようとす

る県指定希少野生動植物」と、同項第2号中「として指定」とあるのは「としての指定の解除」と、同項第4号中「指定案」とあるのは「指定の解除の案」と読み替えるものとする。

(県指定希少野生動植物の指定等に係る公聴会)

- 第4条 知事は、条例第7条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者(以下この条において「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。
- 2 前項の規定による公告は、当該公聴会の開催の日の3週間前までに県公報に登載してするものとする。
- 3 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。
- 4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 7 公述人及び前項の規定に基づき発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 8 議長は、公述人又は第6項の規定に基づき発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退去を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、 又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく当該公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調 書を作成し、これに署名及び押印をしなければならない。

(県指定希少野生動植物の指定の告示等)

- 第5条 条例第7条第5項の規定による県指定希少野生動植物の指定の告示は、次に掲げる事項を県公報に登載してするものとする。
 - (1) 県指定希少野生動植物の種名
 - (2) 県指定希少野生動植物として指定をする理由
 - (3) 県指定希少野生動植物の保護に関する指針
- 2 前項(第3号を除く。)の規定は、条例第7条第8項において準用する同条第5項の規 定による県指定希少野生動植物の指定の解除の告示について準用する。この場合にお いて、前項第1号中「県指定希少野生動植物」とあるのは「指定の解除をする県指定

希少野生動植物」と、同項第2号中「として指定」とあるのは「としての指定の解除」 と読み替えるものとする。

第2章 個体の取扱いに関する規制

(捕獲等の禁止の適用除外)

- 第6条 条例第10条第3号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 人の生命又は身体の保護のために捕獲等をするものであること。
 - (2) 前条第1項第3号の県指定希少野生動植物の保護に関する指針で定める捕獲等をするものであること。
 - (3) 大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条の大学をいい、国立大学法人法 (平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関を含む。以下同 じ。)における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること(あらかじめ、 知事に届け出たもの(公立の大学(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68 条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。第18条第3号キにおいて 同じ。)にあっては、知事に通知したもの)に限る。)。
 - (4) 条例第32条第1項の希少野生動植物保護専門員がする希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の調査のために捕獲等をするものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)。
 - (5) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
 - ア 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 3 若しくは第 38 条又は地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく処分による義務の履行としてする行為であって、急を要するもの
 - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - ウ 警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する警察の責務としてする 行為
 - (6) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするものであって、次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)。
 - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給 餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。
 - イ 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法 (昭和25年法律第102号)第5条第1項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。
 - ウ 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設の敷地に限

- る。)又は同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされる施設を設置し、又は管理すること。
- エ 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、 又は管理すること。
- オ 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。)を使用して行うものを除く。)をいう。以下同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
- カ 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第7条第1項の沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
- キ 道路を設置し、又は管理すること。
- ク 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の 営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その 他これらに類するものを表示するための施設を設置し、又は管理すること。
- コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を設置し、又は管理する こと。
- サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 3 条第 14 号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
- シ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設とみなされる施設を設置し、又は管理すること。
- ス 航路標識法(昭和24年法律第99号)第1条第2項に規定する航路標識(以下「航路標識」という。)その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- セ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その 他の工作物を新築すること。
- ソ 航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 4 項に規定する航空保安施設を設置し、 又は管理すること。
- タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱若しくは公衆電話施設又は電気通信 事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項の陸標を設置し、又は管理すること。
- チ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を設置し、又は管理すること。

- ツ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、 又は管理すること。
- テ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他 これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
- ト 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ナ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- ニ この号に掲げる行為を行うための仮設の建築物その他の工作物(宿舎を除く。) を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ヌ 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために 必要な行為
- ネ 水力、火力若しくは原子力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのために必要な建築物その他の工作物の設置若しくは改良若しくは送電変電施設の整備又はガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者がする保安の確保のために必要な行為
- ノ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定に基づき指定された 重要文化財、同法第78条第1項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財、 同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定に基づき指 定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然 記念物、同法第134条第1項の規定に基づき選定された重要文化的景観若しくは 同法第144条第1項の規定に基づき選定された重要伝統的建造物群保存地区又は 高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条第1項の規定に基づき 指定された県保護有形文化財、同条例第26条第1項の規定に基づき指定された県 保護有形民俗文化財若しくは同条例第30条第1項の規定に基づき指定された県史 跡名勝天然記念物の保存のための行為
- ハ 鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第 4 条に規定する鉱業、採石法(昭和 25 年法律 第 291 号)第 10 条第 1 項第 3 号に規定する採石業又は砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 2 条に規定する砂利採取業を行うこと。
- ヒ 農業、林業又は漁業を営むためにする行為
- フ 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項 の規定に基づき指定された保安林の区域又は同法第41条第1項若しくは第3項の 規定に基づき指定された保安施設地区(以下「保安林の区域等」という。)におい て、同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。以下この号に

おいて同じ。)の許可を受けた者がする当該許可に係る行為又は同法第34条第2項各号に該当する場合の同項に規定する行為

- へ 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の管理を行い、 又は当該土地において同法第1条に規定する砂防工事を行うこと。
- ホ 海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の海岸保全区域の管理を行い、又 は同法第2条第1項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。
- マ 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
- ミ 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域の管理を行い、 又は当該河川区域内において同法第8条に規定する河川工事を行うこと。
- ム 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
- メ 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業を行うこと。
- モ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園を設置し、 又は管理すること。

(県指定希少野生動植物の加工品)

第7条 条例第11条の規則で定める県指定希少野生動植物の加工品は、剝製その他の標本(剝製として製作する過程のものを含み、さく葉標本(植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。)を除く。)とする。

(捕獲等の目的)

第8条 条例第12条第1項の規則で定める捕獲等の目的は、教育の目的、県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の調査の目的、県指定希少野生動植物の個体の保護のための移動又は移植の目的その他県指定希少野生動植物の保護に資すると認められることとする。

(捕獲等の許可の申請手続、許可証等)

- 第9条 条例第12条第2項の規定による捕獲等の許可の申請は、別記第1号様式による 県指定希少野生動植物捕獲等許可申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならな い。
 - (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 - (2) 捕獲等の方法を明らかにした図面又は書面
 - (3) 捕獲等をした個体を飼養し、又は栽培しようとする場合は、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- 2 条例第12条第5項の許可証(以下この条において「許可証」という。)は、別記第2号 様式によるものとする。

- 3 条例第12条第6項の従事者証(以下この条において「従事者証」という。)の交付の申請は、別記第3号様式による県指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書によりしなければならない。
- 4 従事者証は、別記第4号様式によるものとする。
- 5 条例第12条第7項の規定に基づく許可証又は従事者証の再交付の申請は、別記第5号 様式による県指定希少野生動植物捕獲等許可証等再交付申請書によりしなければなら ない。
- 6 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- 7 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により当該許可証を返納する場合は、個体の 捕獲場所別の捕獲等の数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。
- 8 条例第12条第7項の規定に基づき許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、当該再 交付を受けた後において紛失した許可証又は従事者証を発見したときは、速やかに、 当該発見した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

(捕獲等をした生きている個体の取扱方法)

- 第10条 条例第12条第9項の規則で定める捕獲等をした生きている個体の取扱方法は、 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 当該個体を飼養し、又は栽培する場合は、適当な飼養栽培施設に収容すること。
 - (2) 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

第3章 生息地等の保護に関する規制

(野生動植物保護区の指定案の公告)

- 第11条 条例第17条第4項の規定による野生動植物保護区の指定案の公告は、次に掲げる事項を県公報に登載してするものとする。
 - (1) 野生動植物保護区の名称
 - (2) 野生動植物保護区として指定をする区域の案
 - (3) 野生動植物保護区としての指定に係る県指定希少野生動植物の種名の案
 - (4) 野生動植物保護区として指定をする区域の保護指針の案
 - (5) 野生動植物保護区として指定をする区域、当該指定に係る県指定希少野生動植物の種名及び当該指定をする区域の保護指針の案の縦覧場所及び縦覧期間

(野生動植物保護区の指定等に係る公聴会)

第12条 第4条の規定は、条例第17条第6項(条例第18条第3項において準用する場合を含む。)の規定により開催する公聴会について準用する。

(野生動植物保護区の指定の告示等)

第13条 条例第17条第7項の規定による野生動植物保護区の指定の告示は、次に掲げる 事項を県公報に登載してするものとする。

- (1) 野生動植物保護区の名称
- (2) 野生動植物保護区として指定をする区域
- (3) 野生動植物保護区としての指定に係る県指定希少野生動植物の種名
- (4) 野生動植物保護区として指定をする区域の保護指針
- 2 前項(第4号を除く。)の規定は、条例第17条第10項において読み替えて準用する同条第7項の規定による野生動植物保護区の指定の解除の告示について準用する。この場合において、前項第1号中「野生動植物保護区」とあるのは「指定の解除をする野生動植物保護区」と、同項第2号中「として指定」とあるのは「としての指定の解除」と、同項第3号中「指定」とあるのは「指定の解除」と読み替えるものとする。(特別保護地区の指定案の公告)
- 第14条 第11条の規定は、条例第18条第3項において準用する条例第17条第4項の規 定による特別保護地区の指定案の公告について準用する。この場合において、第11条 各号中「野生動植物保護区」とあるのは、「特別保護地区」と読み替えるものとする。 (特別保護地区の指定の告示等)
- 第15条 第13条第1項の規定は、条例第18条第3項において準用する条例第17条第7項の規定による特別保護地区の指定の告示について準用する。この場合において、第13条第1項各号中「野生動植物保護区」とあるのは、「特別保護地区」と読み替えるものとする。
- 2 第13条第1項(第4号を除く。)の規定は、条例第18条第4項において読み替えて準用する条例第17条第7項の規定による特別保護地区の指定の解除の告示について準用する。この場合において、第13条第1項第1号中「野生動植物保護区」とあるのは「指定の解除をする特別保護地区」と、同項第2号中「野生動植物保護区として指定」とあるのは「特別保護地区としての指定の解除」と、同項第3号中「野生動植物保護区としての指定」とあるのは「特別保護地区としての指定の解除」と読み替えるものとする。

(特別保護地区の区域内における行為の許可の申請手続)

- 第16条 条例第18条第6項の規定による特別保護地区の区域内における行為の許可の申請は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書によりしなければならない。
 - (1) 条例第18条第5項第1号に掲げる行為 別記第6号様式による野生動植物保護区 特別保護地区内工作物新築(改築・増築)許可申請書
 - (2) 条例第18条第5項第2号に掲げる行為 別記第7号様式による野生動植物保護区 特別保護地区内土地形質変更許可申請書
 - (3) 条例第18条第5項第3号に掲げる行為 別記第8号様式による野生動植物保護区 特別保護地区内鉱物採掘(土石採取)許可申請書

- (4) 条例第 18 条第 5 項第 4 号に掲げる行為 別記第 9 号様式による野生動植物保護区 特別保護地区内水面埋立て(干拓)許可申請書
- (5) 条例第 18 条第 5 項第 5 号に掲げる行為 別記第 10 号様式による野生動植物保護 区特別保護地区内水位(水量)増減許可申請書
- (6) 条例第18条第5項第6号に掲げる行為 別記第11号様式による野生動植物保護 区特別保護地区内木竹伐採許可申請書
- (7) 条例第 18 条第 5 項第 7 号に掲げる行為 別記第 12 号様式による野生動植物保護 区特別保護地区内指定野生動植物等捕獲等許可申請書
- (8) 条例第 18 条第 5 項第 8 号に掲げる行為 別記第 13 号様式による野生動植物保護 区特別保護地区内汚水(廃水)排出許可申請書
- (9) 条例第 18 条第 5 項第 9 号に掲げる行為 別記第 14 号様式による野生動植物保護 区特別保護地区内車馬(動力船・航空機)使用(着陸)許可申請書
- (10) 条例第 18 条第 5 項第 10 号に掲げる行為 別記第 15 号様式による野生動植物保護 区特別保護地区内野生動植物等捕獲等許可申請書
- (11) 条例第 18 条第 5 項第 11 号に掲げる行為 別記第 16 号様式による野生動植物保護 医特別保護地区内指定動植物持込み等許可申請書
- (12) 条例第 18 条第 5 項第 12 号に掲げる行為 別記第 17 号様式による野生動植物保護区特別保護地区内指定物質散布許可申請書
- (13) 条例第 18 条第 5 項第 13 号に掲げる行為 別記第 18 号様式による野生動植物保護区特別保護地区内火入れ(たき火)許可申請書
- (14) 条例第 18 条第 5 項第 14 号に掲げる行為 別記第 19 号様式による野生動植物保護区特別保護地区内県指定希少野生動植物観察許可申請書
- 2 前項各号に掲げる申請書には、それぞれ次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天 然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図 及び構造図

(既着手行為の届出手続)

- 第17条 条例第18条第9項の規定に基づく既着手行為の届出は、別記第20号様式による野生動植物保護区特別保護地区内既着手行為届出書によりしなければならない。
- 2 前項の届出については、前条第2項の規定を準用する。 (特別保護地区内における許可を要しない行為)
- 第18条 条例第18条第10項第2号の規則で定める特別保護地区内における許可を要しない行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであって、次に掲げるもの
 - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給 餌台若しくは給水台を設置すること。
 - イ 砂防法第1条に規定する砂防設備、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
 - ウ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること 又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさない もの
 - エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項の海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - オ 法令の規定により、又は保安目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位 観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - カ 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法第5条第1項に規定する 水路測量標を設置すること。
 - キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設の敷地に限る。)、特別保護地区が指定された際現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされる施設であって条例第18条第5項の許可を受けて設置されたもの(条例第40条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。
 - ク 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置する こと。
 - ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善 に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
 - コ 海洋水産資源開発促進法第7条第1項の沿岸水産資源開発計画に基づく事業に 係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
 - サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿 岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場若しくは養殖場の造成若し くは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)

- 第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本 計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業 に係る施設を改築し、又は増築すること。
- シ 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改 良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)。
- ス 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあっては、新築することを含む。)。
- セ 鉄道施設、軌道に関する建築物その他の工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
- ソ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の 営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その 他これらに類するものを表示するための施設を設置すること。
- タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理 施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設 とみなされている施設を改築し、又は増築すること。
- テ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ト 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その 他の工作物を新築すること。
- ナ 航空法第2条第4項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- 二 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱若しくは公衆電話施設又は電気通信 事業法第141条第3項の陸標を改築し、又は増築すること。
- ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は 増築すること。
- ネ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物 を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)。 ノ 電柱を設置すること。
- ハ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- ヒ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- フ 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設又は廃棄物の 処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般

廃棄物処理施設若しくは同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築 し、又は増築すること。

- へ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他 これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ホ 送水管を農地に埋設すること。
- マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- ミ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、 又は増築すること。
- ム 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、 又は増築すること。
- メ 農業用用排水施設を改築し、又は増築すること(河川又は農業用用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)。
- モ 建築物の存する敷地内において次に掲げる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること((イ)又は(キ)に掲げる工作物の改築又は増築にあっては、 改築後又は増築後において(イ)又は(キ)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)。
 - (ア) 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもの
 - (イ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
 - (ウ) 旗ざおその他これに類するもの
 - (エ) 門、塀、給水設備又は消火設備
 - (オ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備
 - (カ) 地下に設ける工作物(建築物を除く。)
 - (キ) 高さが5メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)
- ヤ 条例第 18 条第 5 項の許可を受けた行為(条例第 40 条第 2 項の規定による協議に 係る行為を含む。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の建築物その 他の工作物(宿舎を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ユ 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。
- (2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって、次に掲げるもの
 - ア 建築物の存する敷地内において鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - イ 鉱業法第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の 採掘のための試すいを行うこと。
 - ウ 露天掘りでない方法により鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
 - オ環境の調査のために岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。

- カ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと(試掘坑の坑底直径が30センチメートル以下のものであって、周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を 講ずるものに限る。)。
- キ 大学における教育又は学術研究のために鉱物を採掘し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(公立の大学にあっては、知事に通知したもの)に限る。)。
- (4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって、次に掲げるもの ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - イ 田又は畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ばさせること。
 - ウ 特別保護地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採することであって、次に掲げるもの
 - ア 建築物の存する敷地内において高さが10メートル以下の木竹を伐採すること。
 - イ 自家の生活の用に充てるために木竹の択伐(単木択伐に限る。)をすること。
 - ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - カ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
 - キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
 - ク 樹木又は林業種苗に損害を与える森林病害虫等の駆除又はまん延防止のために 木竹を伐採すること。
- (7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において、 当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃 水を排水設備を設けて排出することであって、次に掲げるもの
 - ア 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第3項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排水すること。
 - イ 漁港漁場整備法第25条第1項又は第2項の規定により決定された漁港管理者が 維持管理をする同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - ウ船舶から冷却水を排出すること。
 - エ 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路(以下「下水道」

と総称する。)に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。

- オ 住宅から汚水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く。)。
- カ 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽から汚水又は廃水を排出すること。
- キ 水道法第3条第8項に規定する水道施設又は廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設若しくは同法第15条第1項に規定 する産業廃棄物処理施設に設けられた排水処理設備から汚水又は廃水を排出する こと。
- ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第1号に規定する船舶又は 同条第10号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
- (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、 車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって、次に掲げる もの
 - ア 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を 着陸させること。
 - イ 海岸法第3条第1項の海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用 し、又は航空機を着陸させること。
 - ウ 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域の管理又は同項の規定に基づく地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - エ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又は その指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第 54条第1項の規定に基づく河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定に基 づく河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を 使用し、又は航空機を着陸させること。
 - オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危 険区域の管理又は同項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする 調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - カ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第1項に規定する 遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。
 - キ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施 設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により一般旅客定期航 路事業の許可を受けた者、同法第20条第1項若しくは第2項の規定により不定期

航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

- ケ 港湾管理者が港湾法第2条第5項に規定する港湾施設若しくは同条第6項の規 定により港湾施設とみなされている施設の維持管理又は海面の清掃若しくは浮遊 油の回収のために動力船を使用すること。
- コ 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- サ 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (9) 野生動植物の個体その他の物の捕獲等をすることであって、次に掲げるものア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。
 - イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除 去すること。
 - ウ 航路標識の障害となる植物を除去すること。
 - エ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 保安林の区域等における森林法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の許可を受けた者がする当該許可に係る行為(条例第18条第5項第6号、第9号及び第12号から第14号までに掲げる行為を除く。)
 - イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項に規定する行為(条例第18条第5項第9号及び第12号から第14号までに掲げる行為を除く。)又は森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の11第1項第1号に掲げる事業若しくは工事を実施する行為(条例第18条第5項第13号に掲げる行為を除く。)
 - ウ 水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)第 17 条第 1 項の保護水面の管理計画に 基づいてする行為(条例第 18 条第 5 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる 行為を除く。)
 - エ 農業、林業又は漁業を営むためにする行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (ア) 条例第 18 条第 5 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為
 - (イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること (改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。

- (ウ) 用排水施設(幅員が2メートル以下の水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは3メートルを超える林道(作業道を含む。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後若しくは増築後において幅員が2メートルを超えるものとなる場合における農道の改築若しくは増築又は改築後若しくは増築後において幅員が3メートルを超えるものとなる場合における林道(作業道を含む。)の改築若しくは増築を含む。)。
- (エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
- (オ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
- (カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (キ) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。
- オ 国の機関等の試験研究機関の用地内において試験研究としてする行為(条例第 18 条第 5 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為を除く。)
- カ 大学の用地内において教育又は学術研究としてする行為(条例第 18 条第 5 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為を除く。)
- キ 鉄道施設、軌道に関する建築物その他の工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること(条例第 18 条第 5 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為を除く。)。
- ク 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財、同法第 109 条第 1 項の規定に基づき指定され、若しくは同法第 1 10 条第 1 項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第 134 条第 1 項の規定に基づき選定された重要文化的景観若しくは同法第 144 条第 1 項の規定に基づき選定された重要文化的景観若しくは同法第 144 条第 1 項の規定に基づき選定された重要伝統的建造物群保存地区又は高知県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき指定された県保護有形文化財、同条例第 26 条第 1 項の規定に基づき指定された県保護有形民俗文化財若しくは同条例第 30 条第 1 項の規定に基づき指定された県保護有形民俗文化財若しくは同条例第 30 条第 1 項の規定に基づき指定された県保護有形民俗文化財若しくは同条例第 30 条第 1 項の規定に基づき指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物を新築すること並びに条例第 18 条第 5 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為を除く。)
- ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 7 8 号) 第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分をする こと。
- コ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為
- サ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為
- シ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行としてする行為
- ス 建築物その他の工作物の修繕のための行為

- セ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園を管理すること(条例第18条第5項 第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合を除く。)。
- ソ ダム又は湖沼水位調節施設を管理すること(条例第 18 条第 5 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為をする場合を除く。)。
- (11) 条例第 18 条第 5 項第 6 号に掲げる行為であって、同条第 10 項第 3 号の規定により保護指針で定める方法及び限度内においてするものに附帯するもの又は前各号に掲げる行為に附帯するもの

(非常災害に対する緊急性を有する行為の届出手続)

- 第19条 条例第18条第11項の規定による非常災害に対する緊急性を有する行為の届出 は、別記第21号様式による野生動植物保護区特別保護地区内非常災害応急措置届出書 によりしなければならない。
- 2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添えなければならない。

(立入制限地区の指定の告示等)

- 第20条 第13条第1項(第3号及び第4号を除く。)の規定は、条例第19条第5項において読み替えて準用する条例第17条第7項の規定による立入制限地区の指定の告示について準用する。この場合において、第13条第1項第1号及び第2号中「野生動植物保護区」とあるのは、「立入制限地区」と読み替えるものとする。
- 2 第13条第1項(第3号及び第4号を除く。)の規定は、条例第19条第6項において読み替えて準用する条例第17条第7項の規定による立入制限地区の指定の解除の告示について準用する。この場合において、第13条第1項第1号中「野生動植物保護区」とあるのは「指定の解除をする立入制限地区」と、同項第2号中「野生動植物保護区として指定」とあるのは「立入制限地区としての指定の解除」と読み替えるものとする。(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)
- 第21条 条例第19条第4項第2号の規則で定める立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第6条第6号ヌ、第18条第1号エ、カ若しくはハ又は同条第10号コからスまで に掲げる行為
 - (2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はこれらのための標識を設置すること。
 - (3) 地下において鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - (4) 測量法第3条に規定する測量又は水路業務法第2条第1項に規定する水路測量を 行うこと。
 - (5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
 - (6) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13 項に規定するガス工作物、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定

する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保 安のための行為

- (7) 文化財保護法第 109 条第 1 項の規定に基づき指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第 134 条第 1 項の規定に基づき選定された重要文化的景観若しくは同法第 144 条第 1 項の規定に基づき選定された重要伝統的建造物群保存地区又は高知県文化財保護条例第 30 条第 1 項の規定に基づき指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。)
- (8) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による 防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における当該防 除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分をすること。
- (9) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としてする行為
- (10) 前各号に掲げる行為に附帯する行為
- (立入制限地区内への立入りの許可の申請手続)
- 第22条 条例第19条第7項において準用する条例第18条第6項の規定による立入制限 地区内への立入りの許可の申請は、別記第22号様式による野生動植物保護区特別保護 地区立入制限地区内立入許可申請書によりしなければならない。
- 2 前項の申請書には、位置図及び立ち入る順路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした書類を添えなければならない。

(保護緩衝地区の区域内における行為の届出手続)

- 第23条 条例第20条第1項の規定による保護緩衝地区の区域内における行為の届出は、 次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書によりしなけ ればならない。
 - (1) 条例第 18 条第 5 項第 1 号に掲げる行為 別記第 23 号様式による野生動植物保護 区保護緩衝地区内工作物新築(改築・増築)届出書
 - (2) 条例第 18 条第 5 項第 2 号に掲げる行為 別記第 24 号様式による野生動植物保護 区保護緩衝地区内土地形質変更届出書
 - (3) 条例第 18 条第 5 項第 3 号に掲げる行為 別記第 25 号様式による野生動植物保護 区保護緩衝地区内鉱物採掘(土石採取)届出書
 - (4) 条例第18条第5項第4号に掲げる行為 別記第26号様式による野生動植物保護 区保護緩衝地区内水面埋立て(干拓)届出書
 - (5) 条例第18条第5項第5号に掲げる行為 別記第27号様式による野生動植物保護 区保護緩衝地区内水位(水量)増減届出書
- 2 前項各号に掲げる届出書には、それぞれ第16条第2項各号に掲げる書類を添えなければならない。

(保護緩衝地区における届出を要しない行為)

- 第24条 条例第20条第6項第2号の規則で定める保護緩衝地区における届出を要しない 行為は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであって、次に掲げるもの
 - ア 第18条第1号アからメまで(キ、へ及びホを除く。)に掲げる行為
 - イ 次に掲げる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあっては、改築後又は増築後において(ア)から(ウ)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)
 - (ア) 床面積の合計が200平方メートル以下の建築物又は水平投影面積が200平方メートル(海域にあっては、100平方メートル)以下の工作物(建築物を除く。)
 - (イ) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであって、高さが30メートル以下のもの
 - (ウ) 高さが20メートル以下のダム
 - ウ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設の敷地に限る。)、野生動植物保護区が指定された際現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされる施設であって条例第20条第1項の規定による届出をして設置されたもの(条例第40条第3項の規定による通知に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。
 - エ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。
 - オ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他 これらに類する工作物を埋設すること。
 - カ 幅員が4メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、 又は増築すること(改築後又は増築後において、幅員が4メートルを超えるものと なる場合における改築又は増築を除く。)。
 - キ 郵便局(郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和24年法律第213号)第8条第1項の再委託業務を行う施設を含む。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。
 - ク 工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築 すること。
 - ケ 条例第20条第1項の規定による届出(条例第40条第3項の規定による通知を含む。)をした行為(条例第20条第2項の規定に基づく命令に違反せず、かつ、同条第5項の規定による期間を経過したものに限る。)又はこの条の各号に掲げる行為

- をするための仮設の建築物その他の工作物(宿舎を除く。)を当該行為に係る工事 敷地内において設置すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更することであって、次に掲げるもの
 - ア 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のため に土地の形質を変更すること。
 - イ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。
 - ウ養浜のために土地の形質を変更すること。
 - エ 前号イに掲げる行為をするために当該新築、改築又は増築をする土地の区域内 において土地の形質を変更すること。
 - オ 面積が200平方メートル(海底にあっては、100平方メートル)を超えない土地の 形質の変更であって、高さが2メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土 を伴わないもの
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって、次に掲げるもの
 - ア 第18条第3号イからオまでに掲げる行為
 - イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。
 - ウ教育、試験研究又は学術研究のために鉱物を採掘し、又は十石を採取すること。
 - エ 建築物その他の工作物を設置するための地質の調査のために鉱物を採掘し、又 は土石を採取すること。
 - オ 当該行為の行われる土地の面積が200平方メートル(海底にあっては、100平方メートル)を超えず、かつ、高さが2メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓することであって、面積が 200 平方メートル(海底にあっては、100 平方メートル)を超えないもの
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ばさせることであって、次に掲げるもの ア 田又は畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - イ 野生動植物保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、当該野生動植物保護区の区域のうち、保護緩衝地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ばさせること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 第6条第6号/又は第18条第10号コからスまでに掲げる行為
 - イ 測量法第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量を行うこと。
 - ウ 条例第18条第5項第1号から第3号までに掲げる行為であって、森林法第34条 第2項本文の規定に該当するものを保安林の区域等においてすること。
 - エ 水産資源保護法第17条第1項の保護水面の管理計画に基づいてする行為

- オー農業、林業又は漁業を営むためにする行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (ア) 住宅又は高さが10メートルを超え、若しくは床面積の合計が500平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。
 - (イ) 用排水施設(幅員が4メートル以下の水路を除く。)又は幅員が4メートルを超える農道若しくは林道(作業道を含む。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。
 - (ウ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - (エ) 宅地を造成すること。
 - (オ) 土地を開墾すること(農業を営む者がその経営に係る農地又は採草放牧地に 近接してこれらと一体として経営することを目的としてするものを除く。)。
 - (カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること(農業を営む者が農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。)。
- カ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のためにする行為
- キ 国の機関等の試験研究機関の用地内において試験研究としてする行為
- ク 大学の用地内において教育又は学術研究としてする行為
- ケ 鉄道施設、軌道に関する建築物その他の工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。
- コ 建築物の存する敷地内においてする行為(建築物を設置することを除く。)
- サ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項の海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、河川法第3条第1項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を管理すること。
- シ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園を管理すること。
- ス 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定に基づく重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定、同法第110条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第134条第1項の規定に基づく重要文化的景観の選定若しくは同法第144条第1項の規定に基づく重要伝統的建造物群保存地区の選定のための行為若しくは同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査又は高知県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県保護有形文化財の指定、同条例第26条第1項の規定に基づく県保護有形文化財の指定、同条例第30条第1項の規定に基づく県保護有形民俗文化財の指定若しくは同条例第30条第1項の規定に基づく県史跡名勝天然記念物の指定のための行為

- セ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としてする行為
- ソ ダム又は湖沼水位調節施設を管理すること。
- タ 第18条第8号ケからサまでに掲げる行為
- (7) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(氏名等の公表の方法)

- 第25条 条例第22条の規定に基づく氏名等の公表は、次に掲げる事項を県公報に登載してするものとする。
 - (1) 当該行為をした者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名 称)
 - (2) 当該違反をした行為の場所及び行為の内容

(補償請求書)

- 第26条 条例第25条第2項の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求 書を知事に提出してするものとする。
 - (1) 請求者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名)
 - (2) 請求の理由
 - (3) 請求額の総額及びその内訳 第4章 保護管理事業

(保護管理事業の確認の申請)

- 第27条 市町村は、条例第27条第2項の規定に基づく保護管理事業に係る確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した確認申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 市町村の名称並びに代表者の職名及び氏名
 - (2) 保護管理事業を開始しようとする年月日
- 2 前項の確認申請書には、当該保護管理事業の事業計画書を添えなければならない。 (保護管理事業の認定の申請)
- 第28条 国の機関及び市町村以外の者は、条例第27条第3項の規定に基づく保護管理事業に係る認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認定申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名並びに主たる事業)
 - (2) 保護管理事業を開始しようとする年月日
- 2 前項の認定申請書には、当該保護管理事業の事業計画書及び次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 申請者の略歴を記載した書類(法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類)

(2) 法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)の氏名及び略歴を記載した書類

(保護管理事業の認定等の公告)

- 第29条 条例第27条第4項前段の規定による保護管理事業に係る認定の公告は、当該認定に係る保護管理事業を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに当該認定に係る保護管理事業の事業計画を県公報に登載してするものとする。
- 2 条例第27条第4項後段の規定による保護管理事業に係る認定の取消しの公告は、当該 取り消された認定に係る保護管理事業を行っていた者の住所及び氏名(法人にあっては、 主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名)を県公報に登載してするも のとする。

第5章 推進体制

(希少野生動植物保護専門員)

- 第30条 条例第32条第1項の希少野生動植物保護専門員は、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 希少野生動植物が置かれている状況及びその保護の重要性について啓発を行うこと。
 - (2) 希少野生動植物の個体の生息若しくは生育の状況又は生息地若しくは生育地の状況について調査すること。
 - (3) 希少野生動植物の保護のために県又は市町村が行う施策について必要な協力をすること。
 - (4) 条例第32条第2項に規定する希少野生動植物保護推進員及び希少野生動植物保護 推進団体に対して、その活動のために必要な助言、指導等の支援をすること。
- 2 前項の希少野生動植物保護専門員の任期は、3年とする。
- 3 知事は、第1項の希少野生動植物保護専門員がその職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき又は条例若しくはこの規則の規定に違反し、その他希少野生動植物保護専門員たるにふさわしくない非行があったときは、当該希少野生動植物保護専門員を解任することができる。
- 4 第1項の希少野生動植物保護専門員は、別記第28号様式による希少野生動植物保護専門員身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(希少野生動植物保護推進員等)

- 第31条 条例第32条第2項の希少野生動植物保護推進員及び希少野生動植物保護推進団体は、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 希少野生動植物保護推進地区内において希少野生動植物の保護のために必要な助言、指導等をすること。
 - (2) 希少野生動植物保護推進地区内において希少野生動植物の個体の生息若しくは生育の状況又は生息地若しくは生育地の状況について調査する前条第1項の希少野生動植物保護専門員に協力すること。
 - (3) 希少野生動植物保護推進地区内において希少野生動植物の個体又は生息地若しくは生育地の保護のため、当該希少野生動植物保護推進地区内の状況の把握に努めること。
 - (4) 希少野生動植物の保護のために県又は市町村が行う施策について必要な協力をすること。
- 2 県は、希少野生動植物保護推進員及び希少野生動植物保護推進団体の活動に必要な助言、指導その他の支援措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、希少野生動植物保護推進員又は希少野生動植物保護推進団体がその職務の遂 行に支障があるとき、その職務を怠ったとき又は条例若しくはこの規則の規定に違反 し、その他希少野生動植物保護推進員若しくは希少野生動植物保護推進団体たるにふ さわしくない非行があったときは、当該希少野生動植物保護推進員又は希少野生動植 物保護推進団体の認定を取り消すことができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、希少野生動植物保護推進員及び希少野生動植物保護推進団体に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(希少野牛動植物保護取締員)

- 第32条 条例第37条第1項の規則で定める希少野生動植物保護取締員の要件は、次の各 号のいずれかに該当することとする。
 - (1) 自然環境の保全又は動植物の繁殖に関する行政事務に従事している者
 - (2) 大学又は学校教育法第 115 条の高等専門学校(次号において「高等専門学校」という。)において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他自然環境の保全に関して必要な課程を修めて卒業した者であって、自然環境の保全に関する行政事務に従事したもの
 - (3) 大学又は高等専門学校において農学、林学、水産学、獣医学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者であって、動植物の繁殖に関する行政事務に従事したもの
 - (4) 前3号のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

第6章 雜則

(独立行政法人等)

- 第33条 条例第40条第1項の規則で定める独立行政法人等は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 独立行政法人都市再生機構
 - (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (3) 国立研究開発法人森林研究·整備機構
 - (4) 日本下水道事業団
 - (国の機関等に関する協議の適用除外等)
- 第34条 条例第40条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 県指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする場合であって、次に掲げるもの
 - ア 国の機関等の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合(あらかじめ、 知事に通知したものに限る。)
 - イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合(捕獲等を した後30日以内に、知事に通知したものに限る。)
 - ウ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合
 - (ア) 砂防法第2条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地に おいて同法第1条に規定する砂防工事を行うこと。
 - (イ) 海岸法第3条第1項の海岸保全区域の管理を行い、又は同法第2条第1項に 規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。
 - (ウ) 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域の管理を行い、又は同 法第2条第4項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
 - (エ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該河川区域内において同法第8条に規定する河川工事を行うこと。
 - (オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
 - (カ) 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業を行うこと。
 - (キ) 第24条第6号スに掲げる行為
 - (ク) 第6条第6号ノに掲げる行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
 - (ケ) 法令に基づき国の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - エ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合で あって、次に掲げる行為に伴うもの
 - (ア) 第6条第6号アからメまで(ノを除く。)に掲げる行為

- (イ) 砂防法第2条の規定により指定された土地以外の土地において同法第1条 に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
- (ウ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域以外の区域において同法第3条第2 項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
- (エ) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園 (以下この条において「都市公園等」という。)を設置し、又は管理すること。
- (オ) 下水道を設置し、又は管理すること。
- オ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としてする行為
- (2) 条例第18条第5項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって、 次に掲げるもの
 - ア 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって、次に掲 げるもの
 - (ア) 下水道を改築し、又は増築する場合
 - (イ) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合
 - (ウ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する 工作物を設置する場合
 - イ 国の機関等の試験研究機関が試験研究のために鉱物を採掘し、又は土石を採取 する場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
 - ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって、次に 掲げるもの
 - (ア) 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
 - (イ) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
 - (ウ) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合
 - (エ) 国の機関等の試験研究機関が試験研究のために車馬若しくは動力船を使用 し、又は航空機を着陸させる場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
 - (オ) 法令に基づき国の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務 及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査 その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、 水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用 し、又は航空機を着陸させる場合
 - (カ) 自衛隊が車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

- エ 国の機関等の試験研究機関が試験研究のために野生動植物の個体その他の物の 捕獲等をする場合
- オ アからエまでに掲げるもののほか、次に掲げる場合
 - (ア) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合(条例第 18 条第 5 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為をする場合を除く。)
 - (イ) 都市公園等を設置し、又は管理する場合(条例第18条第5項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。次項第2号ウにおいて同じ。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築するもの(改築後又は増築後において、水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)
 - (ウ) 第24条第6号スに掲げる行為をする場合
 - (エ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合
- カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をする場合
- (3) 条例第19条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって、次に掲げる行為をするためのもの
 - ア 森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第6条第1項の規定に基づく立入検 査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。
 - イ 国の機関等の試験研究機関が試験研究のために農林水産物に損害を与える病害 虫等(それらの卵を含む。)の捕獲等をすること(あらかじめ、知事に通知したもの に限る。)。
 - ウ 第24条第6号スに掲げる行為
 - エ 第6条第6号ノに掲げる行為
 - オ 海上保安庁が航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。
 - カダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。
 - キ 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第3条第1項に規定する自衛隊の任務として する行為
 - ク 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としてする行為
 - ケ アからクまでに掲げる行為に附帯する行為
- 2 条例第40条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって、前項第2 号アの(ア)から(ウ)までに掲げるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

- ア 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項の海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、河川法第3条第1項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合
- イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合
- ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合(都市計画法第18条第3項の規定により 国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行と して行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築するもの(改築後又は増築後に おいて、水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改 築又は増築を含む。)を除く。)
- エ 第24条第6号スに掲げる行為をする場合
- オ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合
- カ 前項第2号ウ((エ)を除く。)に掲げる場合
- (3) 前2号に掲げるものに附帯する行為をする場合
- 3 条例第40条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる事項について高知県のホームページにより公表することとする。
 - (1) 協議又は通知をする国の機関等の住所及び名称
 - (2) 協議又は通知に係る行為の内容

(教育又は学術研究等のための捕獲等の届出手続)

- 第35条 第6条第3号、第4号又は第6号の規定による届出は、別記第29号様式による 県指定希少野生動植物捕獲等届出書によりしなければならない。
- 2 前項の届出書には、第9条第1項各号に掲げる書類を添えなければならない。 (教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出手続)
- 第36条 第18条第3号キの規定による届出は、別記第30号様式による野生動植物保護 区特別保護地区内鉱物採掘(土石採取)届出書によりしなければならない。
- 2 前項の届出書には、第16条第2項各号に掲げる書類を添えなければならない。 (添付書類の省略等)
- 第37条 条例第12条第1項、第18条第5項若しくは第19条第4項第3号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第18条第9項若しくは第11項若しくは第20条第1項若しくは第6条第3号、第4号若しくは第6号若しくは第18条第3号キの規定による届出をした行為の変更に係る届出については、第9条第1項、第16条第2項(第17条第2項において準用する場合を含む。)、第19条第2項、第22条第2項、第23条第2項、第35条第2項又は前条第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類(第3項において「添付書類」という。)のうち、当該変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りるものとする。

- 2 前項の変更に係る許可の申請又は届出は、当該申請書又は届出書に当該変更の趣旨及び理由を記載した書面を添えてしなければならない。
- 3 第1項に規定するもののほか、条例第12条第2項若しくは第18条第6項(条例第19条第7項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請又は条例第18条第9項若しくは第11項若しくは第20条第1項若しくは第6条第3号、第4号若しくは第6号若しくは第18条第3号キの規定による届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。

(身分証明書)

- 第38条 次の各号に掲げる当該職員の携帯する身分を示す証明書は、当該各号に定める様式とする。
 - (1) 条例第14条第2項の身分を示す証明書 別記第31号様式
 - (2) 条例第23条第3項の身分を示す証明書 別記第32号様式
 - (3) 条例第24条第3項の身分を示す証明書 別記第33号様式
 - (4) 条例第37条第2項の身分を示す証明書 別記第34号様式 (委任)
- 第39条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第106号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日規則第143号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年7月29日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 20 日規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月31日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県希少野生動植物保護条例施行規則別記様式は、この規 則による改正後の高知県希少野生動植物保護条例施行規則の規定にかかわらず、残品 の限度で使用することができる。

附 則(平成28年11月1日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日規則第25号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月23日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第9条関係)

県指定希少野生動植物捕獲等許可申請書 「別紙参照〕

第2号様式(第9条関係)

県指定希少野生動植物捕獲等許可証 [別紙参照]

第3号様式(第9条関係)

県指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書 [別紙参照]

第4号様式(第9条関係)

県指定希少野生動植物捕獲等従事者証 「別紙参照〕 第5号様式(第9条関係)

県指定希少野生動植物捕獲等許可証等再交付申請書 [別紙参照]

第6号様式(第16条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内工作物新築(改築·增築)許可申請書 「別紙参照]

第7号様式(第16条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内土地形質変更許可申請書 「別紙参照〕

第8号様式(第16条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内鉱物採掘(土石採取)許可申請書[別紙参照]

第9号様式(第16条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内水面埋立て(干拓)許可申請書 [別紙参照]

第 10 号様式(第 16 条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内水位(水量)增減許可申請書 [別紙参照]

第 11 号様式(第 16 条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内木竹伐採許可申請書 [別紙参照]

第 12 号様式(第 16 条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内指定野生動植物等捕獲等許可申請書 [別紙参照]

第13号様式(第16条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内汚水(廃水)排出許可申請書 [別紙参照]

第 14 号様式(第 16 条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内車馬(動力船·航空機)使用(着陸)許可申請書 「別紙参照]

第 15 号様式(第 16 条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内野生動植物等捕獲等許可申請書 「別紙参照〕

第 16 号様式(第 16 条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内指定動植物持込み等許可申請書 [別紙参照]

第 17 号様式(第 16 条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内指定物質散布許可申請書「別紙参照」

第 18 号様式(第 16 条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内火入れ(たき火)許可申請書 [別紙参照]

第 19 号様式(第 16 条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内県指定希少野生動植物観察許可申請書 [別紙参照]

第20号様式(第17条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内既着手行為届出書 [別紙参照]

第21号様式(第19条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内非常災害応急措置届出書 「別紙参照〕

第 22 号様式(第 22 条関係)

野生動植物保護区特別保護地区立入制限地区内立入許可申請書 「別紙参照〕

第 23 号様式(第 23 条関係)

野生動植物保護区保護緩衝地区内工作物新築(改築·增築)届出書 「別紙参照]

第24号様式(第23条関係)

野生動植物保護区保護緩衝地区内土地形質変更届出書 [別紙参照]

第 25 号様式(第 23 条関係)

野生動植物保護区保護緩衝地区内鉱物採掘(土石採取)届出書 [別紙参照]

第 26 号様式(第 23 条関係)

野生動植物保護区保護緩衝地区内水面埋立て(干拓)届出書 [別紙参照]

第27号様式(第23条関係)

野生動植物保護区保護緩衝地区内水位(水量)増減届出書 [別紙参照]

第28号様式(第30条関係)

希少野生動植物保護専門員証 [別紙参照] 第29号様式(第35条関係)

県指定希少野生動植物捕獲等届出書 [別紙参照]

第 30 号様式(第 36 条関係)

野生動植物保護区特別保護地区内鉱物採掘(土石採取)届出書 [別紙参照]

第 31 号様式(第 38 条関係)

身分証明書 [別紙参照]

第32号様式(第38条関係)

身分証明書 [別紙参照]

第 33 号様式(第 38 条関係)

身分証明書 [別紙参照]

第34号様式(第38条関係)

身分証明書「別紙参照】